

校則

特別指導の目的と規程

1 特別指導の目的と生徒指導委員会

(1) 特別指導の目的

特別指導は、単に罰として実施するものではなく、その生徒が問題行動を繰り返さないために自らを振り返り、自身の抱える心の問題を直視し、あらためて未来志向で日常生活を送ることができるようになることを期して、その生徒にとっての特別な指導を実施するものである。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導委員会は、校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、年次主任、年次生徒指導係、教育相談係、関係HRT、関係部顧問で構成する。

2 特別指導に関する規程

以下の行為を行った生徒に対する特別指導の方法等は、生徒指導委員会にて協議するものとし、学校長が決定する。

[刑法犯行為]

窃盗犯：万引き、車・単車盗、自転車盗、その他

粗暴犯：生徒間暴力(校内外)、対教師暴力、恐喝(たかり)・脅迫

強盗・強制性交等、強制わいせつ・公然わいせつ、器物損壊、住居侵入

その他刑法犯行為

[特別法犯行為]

大麻・覚せい剤取締法違反等、児童ポルノ禁止法違反、鉄道営業法違反

その他の特法犯

[不良行為・違反行為]

喫煙、飲酒、深夜徘徊、不健全娯楽、不良交遊(含不健全性的行為)、家出、いじめ

カンニング、情報モラル違反

[道交法犯行為]

無免許運転

昭和60年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成25年11月20日一部改正

令和元年11月6日一部改正

令和4年2月15日一部改正

令和8年4月1日一部改正

服装・頭髪規程

1 服装

- (1) 入学式・卒業式等の式典、対外的な行事がある日は必ず制服を着用すること。
- (2) その他の日は、本校指定の体操服、類型で指定した服装を着用してもよい。

2 制服

制服は、次のどちらかを選択し着用する。リボンあるいはネクタイを着用する場合は、本校指定のものに限る。

(1) Aタイプ（寸法等男子体形サイズ）

- ア 冬 服 本校指定の紺色ブレザー、角襟カッターシャツ、スラックス又はスカート
- イ 夏 服 本校指定のポロシャツ、スラックス又はスカート

(2) Bタイプ（寸法等女子体形サイズ）

- ア 冬 服 本校指定の紺色ブレザー、丸襟ブラウス又は角襟カッターシャツ、スカート又はスラックス
- イ 夏 服 本校指定のポロシャツ、スカート又はスラックス

3 防寒着

- (1) コート、カーディガン、パーカー等を着用してもよい。ただし、華美でないものとする。
- (2) 気温や体調に応じて、校内で着用（授業中を含む）してもよい。

4 靴

登校時は安全の観点から、サンダル、クロックスの類や厚底の履き物等は使用せず、かかとのある一般的な靴を正しく履く。

5 頭髪

清潔端正な頭髪を心掛ける。

6 その他

- (1) 学業に必要なない装飾品等は身に着けない。
- (2) 式典時は、制服以外の防寒着、装飾品等は着用しない。

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 11 月 20 日一部改正

令和元年 11 月 6 日一部改正

令和 2 年 4 月 6 日一部改正

令和 2 年 12 月 8 日一部改正

令和 4 年 8 月 19 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

諸届規程

- 1 次の事項については、事前に学級担任または係に申し出て、校長の許可を受ける。
 - (1) 校内での募金活動・入場券（ライブ等）の販売・発行
 - (2) 印刷物・パンフレット等の刊行及び頒布
 - (3) 掲示広告
 - (4) 本校の名称を冠しての校外団体への加入や活動
 - (5) 各種調査
 - (6) 始業時より放課までの間の外出

- 2 次の事項については、学級担任に届け出て、指導を受ける。
 - (1) 校内器具・施設の汚損・破損・紛失
 - (2) 金銭物品の遺失・拾得・盗難
 - (3) 自宅および自宅付近の災害・学校感染症等の発生

昭和60年 4月 1日一部改正

平成25年 11月 20日一部改正

令和元年 11月 6日一部改正

アルバイトについて

- 1 アルバイト届けの提出
アルバイト希望者は、事前に保護者、学級担任及び部顧問と相談の上、生徒指導部に「アルバイト届」を提出する。

- 2 相談にあたって考慮すべき点
 - (1) 普段の学校生活や成績、家庭学習に著しい問題がないこと。
 - (2) 危険な場所や仕事でないこと。
 - (3) 風俗営業の場所や仕事でないこと。
 - (4) 労働時間は1日8時間を超えないこと。
 - (5) 1年次生においては、学校生活に慣れることを第一とするため、1学期中間考査終了までは、アルバイトをしないこと。
 - (6) アルバイト日は、土、日、祝日、および平日も可とする。
 - (7) 勤務時間は、平日・休日問わず、午後9時までとする。
 - (8) 平日は、1週間のうち、2日を超えないこと。
 - (9) 定期考査期間中は停止すること。

- 3 アルバイト実施手続き
 - (1) アルバイトの実施に当たっては、事前に保護者・学級担任・部顧問と十分相談する。
 - (2) 「アルバイト届」を記入して担任に提出する。
 - (3) 必ず「労働条件通知書」をアルバイト先から交付してもらおう。（学校に提出する必要はない）

- 4 アルバイト届は、別紙様式による。

平成15年 4月 1日一部改正

平成25年 11月 20日一部改正

令和元年 11月 6日一部改正

令和4年 2月 15日一部改正

令和8年 4月 1日一部改正

自転車通学規程

- 1 自転車通学をする場合には、以下のことに注意する。
 - (1) 二人乗りをしないこと。
 - (2) 常に整備し安全なものであること。(ベル、ブレーキ、ライト、テールランプ等)
 - (3) 夜光テープをペダルまたは後部に貼ること。
 - (4) 校名入りステッカーを、後部泥よけの反射鏡の上または下に貼ること。
 - (5) 並列走行はしないこと。
 - (6) 雨天時はカッパを着用すること。
 - (7) イヤホンやヘッドホン・携帯電話等を使用しながら運転しないこと。
 - (8) 安全を確保するため、運転時は乗車用ヘルメットを着用すること。

- 2 次の自転車は通学用として許可をしない。
 - (1) 改造自転車（ステップバーの取付は禁止）
 - (2) サドルが極端に高い自転車
 - (3) 整備不良の自転車

平成 15 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 9 月 1 日一部改正
平成 25 年 11 月 20 日一部改正
令和元年 11 月 6 日一部改正
令和 7 年 2 月 26 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

運転免許の取得及び自動車学校等への入校について

四ない運動（免許を取らない・車を買わない・運転をしない・他人に乗せてもらわない）の趣旨に基づき、在学中は運転免許の取得や自動車学校等への入校は原則として許可しない。ただし、就職等のため運転免許が必要な場合は、2学期期末考査終了後、自動車学校等への入校を特別に許可する。希望者は「自動車学校入校許可願（別紙様式）」を提出する。

- 1 入校に際しては、以下の誓約事項を厳守すること。

誓約事項

- (1) 高校の授業（掃除・SHRを含む）および、高校で計画される諸行事を最優先します。
 - (2) 単位未認定科目のある場合には入校の許可の取り消しに応じます。
 - (3) 単位履修修得のための補充等を最優先します。
 - (4) 卒業式以前に免許証の交付を受けた場合には、必ず高校にその旨を伝え、高校の指示に従います。
 - (5) 自転車の乗車マナーや道路交通法の違反を繰り返す場合には、許可の取り消しに応じます。
 - (6) 問題行動を起こした場合には、いかなる指導にも従います。
- 2 自動車学校への入校は、入校時期により「特別入校」・「一般入校」・「卒業後入校」の3種類とする。「特別入校」とは2学期期末考査終了後、「一般入校」とは3年次自宅学習期間以降の入校を、「卒業後入校」とは卒業式後の入校をそれぞれいう。
 - 3 自動車学校等への無許可入校、免許の無断取得等、指導方針に反した場合は、特別指導の対象とする。

平成25年11月20日一部改正

令和元年11月6日一部改正

令和8年4月1日一部改正

校則の改正又は廃止の手続き

- 1 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者、教職員からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

令和4年4月8日追加

生徒心得

生徒の規範意識を醸成するため、以下の内容を生徒心得とする。

1 通学（登校・下校）

- (1) 制服を必ず着用する。
- (2) 身分証明書を常に携帯する。
- (3) 交通規則、交通道德を守り、交通安全に努める。
- (4) 始業5分前までに登校することを心がける。
- (5) バス利用の場合は、バス停や車内における言動に注意し、常に良識ある高校生らしい態度をとる。

2 学校生活

- (1) 登校後は無断で外出してはならない。必要のある場合には学級担任を通して校長の許可を受ける。
- (2) 校内の施設・器具を大切に扱い、落書きをしたり故意に壊したりしてはならない。
- (3) 校舎内外に配置された防火施設・器具などに緊急時以外は触れてはならない。
- (4) 携帯型音楽プレイヤー・スピーカー・携帯型ゲーム機・トランプなどのゲーム類、その他不良週刊誌等の有害雑誌やマンガ等を学校内に持ち込まない。
- (5) 友人等との交遊は節度あるものとする。
- (6) SHR・授業時間・集会等では、携帯電話、スマートフォン等は絶対に使用しない。授業中は必ず各教室にある収納BOX内の自分の出席番号の枠に入れる。

3 校外生活

- (1) 高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ・麻雀荘など）に出入りしない。
- (2) 四ない運動（免許を取らない・車を買わない・運転させない・他人に乗せてもらわない）を厳守する。

平成6年 4月 1日一部改正

平成15年4月 1日一部改正

平成25年11月20日一部改正

令和元年11月 6日一部改正

令和2年 4月 6日一部改正

令和6年 6月28日一部改正

令和8年 4月 1日一部改正